

# 平成 25 年第 1 回神奈川県議会定例会議案

(予 算)



目 次		
議 案 番 号	件 名	ペー ジ
定県第 1 号議案	平成25年度神奈川県一般会計予算	1
	第 1 表 歳入歳出予算	2
	第 2 表 継 続 費	9
	第 3 表 債務負担行為	11
	第 4 表 地 方 債	12
定県第 2 号議案	同 年度神奈川県市町村自治振興事業会計予算	15
定県第 3 号議案	同 年度神奈川県公債管理特別会計予算	17
定県第 4 号議案	同 年度神奈川県公営競技収益配分金等管理会計予算	19
定県第 5 号議案	同 年度神奈川県地方消費税清算会計予算	21
定県第 6 号議案	同 年度神奈川県災害救助基金会計予算	23
定県第 7 号議案	同 年度神奈川県母子寡婦福祉資金会計予算	25
定県第 8 号議案	同 年度神奈川県水源環境保全・再生事業会計予算	29
定県第 9 号議案	同 年度神奈川県農業改良資金会計予算	31
定県第 10 号議案	同 年度神奈川県恩賜記念林業振興資金会計予算	35
定県第 11 号議案	同 年度神奈川県林業改善資金会計予算	37
定県第 12 号議案	同 年度神奈川県沿岸漁業改善資金会計予算	39
定県第 13 号議案	同 年度神奈川県介護保険財政安定化基金会計予算	41
定県第 14 号議案	同 年度地方独立行政法人神奈川県立病院機構資金会計予算	43
定県第 15 号議案	同 年度神奈川県中小企業資金会計予算	47

目		次
議案番号	件名	ページ
定県第 16 号議案	同 年度神奈川県流域下水道事業会計予算	51
定県第 17 号議案	同 年度神奈川県県営住宅管理事業会計予算	55
定県第 18 号議案	同 年度神奈川県都市用地対策事業会計予算	57
定県第 19 号議案	同 年度神奈川県病院事業会計予算	61
定県第 20 号議案	同 年度神奈川県水道事業会計予算	65
定県第 21 号議案	同 年度神奈川県電気事業会計予算	69
定県第 22 号議案	同 年度神奈川県公営企業資金等運用事業会計予算	71
定県第 23 号議案	同 年度神奈川県相模川総合開発共同事業会計予算	75
定県第 24 号議案	同 年度神奈川県酒匂川総合開発事業会計予算	77

## 平成 25 年度神奈川県一般会計予算

平成25年度神奈川県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 兆 7,631 億 500 万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500 億円と定める。

(歳出予算の流用)

第 6 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 25 年 2 月 19 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 税		千円 1,012,298,729
	1 県 民 税	490,547,001
	2 事 業 税	175,756,458
	3 地 方 消 費 税	166,468,064
	4 不 動 産 取 得 税	23,840,723
	5 県 た ば こ 税	10,420,275
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	1,662,519
	7 自 動 車 取 得 税	11,349,730
	8 軽 油 引 取 税	37,593,867
	9 自 動 車 税	94,631,788
	10 鉦 区 税	7
	11 狩 猟 税	23,797
	12 旧 法 に よ る 税	4,500
2 地 方 譲 与 税		112,997,201
	1 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	110,871,483
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,015,455
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	110,263
3 地 方 特 例 交 付 金		4,800,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	4,800,000
4 地 方 交 付 税		60,000,000
	1 地 方 交 付 税	60,000,000
5 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		1,700,000

款	項	金 額
	1 交通安全対策特別交付金	1,700,000 <small>千円</small>
6 分担金及び負担金		2,338,987
	1 分 担 金	36,187
	2 負 担 金	2,302,800
7 使用料及び手数料		19,852,564
	1 使 用 料	5,225,296
	2 手 数 料	2,367,432
	3 証 紙 収 入	12,259,836
8 国庫支出金		160,739,833
	1 国庫負担金	94,030,113
	2 国庫補助金	60,603,010
	3 委 託 金	6,106,710
9 財産収入		8,298,202
	1 財産運用収入	1,419,200
	2 財産売却収入	6,879,002
10 寄 附 金		266,850
	1 寄 附 金	266,850
11 繰 入 金		39,614,820
	1 特別会計繰入金	10,561,154
	2 基金繰入金	29,053,666
12 繰 越 金		14,276
	1 繰 越 金	14,276
13 諸 収 入		24,359,538
	1 延滞金、加算金及び過料等	4,521,742

款	項	金 額
	2 預 金 利 子	186,000 <sup>千円</sup>
	3 貸 付 金 元 利 収 入	975,642
	4 受 託 事 業 収 入	1,068,438
	5 収 益 事 業 収 入	10,270,123
	6 県民税利子割精算金収入	105,566
	7 負 担 交 付 収 入	4,329,422
	8 事 業 収 入	61,364
	9 受 講 料 収 入	88,806
	10 立 替 収 入	1,063,186
	11 福 利 厚 生 収 入	278,981
	12 雑 入	1,410,268
14 県 債		315,824,000
	1 県 債	315,824,000
歳 入 合 計		1,763,105,000

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		3,628,948 <sup>千円</sup>
	1 議 会 費	3,628,948
2 総 務 費		190,839,801
	1 政 策 費	9,818,550
	2 市 町 村 振 興 費	2,992,616
	3 選 挙 費	2,904,118
	4 渉 外 費	19,462
	5 統 計 調 査 費	795,953
	6 総 務 管 理 費	29,348,075
	7 徴 税 費	139,950,571
	8 安 全 防 災 費	4,203,091
	9 人 事 委 員 会 費	349,386
	10 監 査 委 員 費	457,979
3 県 民 費		14,127,443
	1 県 民 費	10,057,264
	2 文 化 費	2,467,978
	3 青 少 年 費	459,985
	4 国 際 交 流 費	1,142,216
4 環 境 費		14,693,735
	1 環 境 管 理 費	8,238,534
	2 環 境 保 全 対 策 費	722,160
	3 自 然 保 護 費	5,733,041
5 民 生 費		345,694,166

款	項	金 額
	1 社 会 福 祉 費	92,196,144 <sup>千円</sup>
	2 障 害 福 祉 費	49,046,759
	3 老 人 福 祉 費	149,430,828
	4 生 活 保 護 費	10,518,751
	5 児 童 福 祉 費	44,501,684
6 衛 生 費		39,585,943
	1 公 衆 衛 生 費	14,801,745
	2 環 境 衛 生 費	422,416
	3 保 健 所 費	174,200
	4 医 薬 費	9,757,894
	5 病 院 費	14,429,688
7 勞 働 費		12,122,490
	1 勞 政 費	5,818,811
	2 職 業 訓 練 費	2,261,317
	3 雇 用 対 策 費	3,776,177
	4 勞 働 委 員 会 費	266,185
8 農 林 水 産 業 費		9,142,314
	1 農 業 費	1,483,389
	2 畜 産 業 費	337,323
	3 農 地 費	1,593,714
	4 林 業 費	3,715,104
	5 水 産 業 費	2,012,784
9 商 工 費		14,396,147
	1 商 工 総 務 費	3,325,271

款	項	金額
	2 商業観光費	1,123,914 <sup>千円</sup>
	3 工業費	7,181,642
	4 商工金融費	2,765,320
10 土木費		102,717,222
	1 土木管理費	10,142,541
	2 道路橋りょう費	42,220,098
	3 河川海岸費	18,659,190
	4 砂防費	7,844,537
	5 港湾費	2,617,687
	6 都市行政費	229,520
	7 都市計画費	8,803,781
	8 下水道費	4,668,735
	9 住宅費	7,531,133
11 警察費		180,658,899
	1 警察管理費	173,396,762
	2 警察活動費	7,262,137
12 教育費		573,800,244
	1 教育総務費	16,063,293
	2 小学校費	210,148,008
	3 中学校費	119,752,319
	4 高等学校費	114,554,808
	5 特別支援学校費	46,790,975
	6 社会教育費	1,500,311
	7 保健体育費	1,623,241

款	項	金額
	8 私学振興費	62,051,015 <sup>千円</sup>
	9 大学費	1,316,274
13 災害復旧費		688,695
	1 農林水産施設災害復旧費	411,748
	2 公共土木施設災害復旧費	276,947
14 公債費		260,027,231
	1 公債費	260,027,231
15 諸支出金		881,722
	1 普通財産取得費	881,722
16 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳出	合計	1,763,105,000

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
3 県民費	2 文化費	県民ホール本館 整備工事費	404,000	25	53,000
				26	351,000
5 民生費	1 社会福祉費	総合リハビリテー ションセンター 整備工事費	10,905,000	25	395,000
				26	3,024,000
				27	2,844,000
				28	3,698,000
				29	944,000
11 警察費	1 警察管理費	横須賀警察署 新築工事費	2,636,000	25	131,000
				26	1,714,000
				27	791,000
12 教育費	4 高等学校費	高等学校 空調設備工事費 (第2期)	843,000	25	259,000
				26	584,000
12 教育費	4 高等学校費	港北高校整備工事費	1,171,000	25	141,000
				26	1,030,000
12 教育費	4 高等学校費	新城高校整備工事費	2,061,000	25	168,000
				26	1,893,000
12 教育費	4 高等学校費	津久井高校 整備工事費 (第2期)	277,000	25	225,000
				26	52,000
12 教育費	4 高等学校費	上溝高校整備工事費	1,361,000	25	126,000
				26	1,235,000

款	項	事業名	総額	年度	年割額
12 教育費	4 高等学校費	追浜高校整備工事費	990,000	25	91,000
				26	899,000
12 教育費	5 特別支援学校費	県央方面特別支援学校新築工事費	4,104,000	25	145,000
				26	1,623,000
				27	2,336,000

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
職員研修業務委託事業費	平成25年度から平成27年度まで	千円 198,000
地方債の共同発行によって生ずる連帯債務	平成25年度から平成35年度まで	共同発行団体による共同発行の総額から神奈川県負担額を除いた額及び当該額に対する利子相当額
(社)神奈川県農業公社の資金借入れに伴う金融機関に対する損失補償	平成25年度から平成31年度まで	389,418
社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会の資金借入れに伴う金融機関に対する損失補償	平成25年度から平成26年度まで	6,145,284
離職者等委託訓練事業費	平成25年度から平成26年度まで	260,820
介護福祉士養成委託訓練事業費	平成25年度から平成26年度まで	136,080
(公財)神奈川県産業振興センターの資金借入れに伴う金融機関に対する損失補償	平成25年度中	120,000,000
(公財)神奈川県産業振興センター設備貸与事業費損失補償	平成25年度から平成33年度まで	240,000
一般国道134号擁壁改修工事費	平成25年度から平成27年度まで	1,500,000
河川改修事業境川改修工事費	平成25年度から平成27年度まで	1,440,000
河川改修事業矢上川改修工事費	平成25年度から平成28年度まで	4,800,000
真鶴港港湾改修事業防波堤整備工事費	平成25年度から平成26年度まで	1,100,000
神奈川県住宅供給公社の資金借入れに伴う金融機関等に対する損失補償	平成25年度から平成32年度まで	33,779,268
中高層公営住宅建設事業費	平成25年度から平成26年度まで	1,175,055
高等学校空調機器整備費	平成25年度から平成39年度まで	451,971

第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(総務債) 庁舎等施設 整備事業費	千円 182,000	借入先 財務省、 銀行又はその他	年5.0%以内。 ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる公的資 金について、 利率の見直 しを行つた 後において は、当該見 直し後の利 率とする。	償還期間 据置期間 を含め60年以内。 ただし、財政の都 合により償還年限 を短縮し、繰り上 げし、又は低利債 に借り替えること ができる。  償還財源 一般歳入 又はその他
(県民債) 女性保護施設 等整備費	386,000	借入方法 債券発行 (他の地方公共団 体との共同発行を 含む。)又は普通 貸借の方法による。 債券発行の場合に おける発行価格に ついては、知事が 定める。		
(県民債) かながわ県民セン ター施設整備費	48,000			
(県民債) 県民ホール 施設整備費	2,000			
(県民債) 青少年施設 整備費	44,000	借入時期 平成25年 度。ただし、事業 その他の都合によ り、その一部又は 全部を翌年度に繰 り延べ起債するこ とができる。		
(環境債) 緑地保全等 事業費	309,000			
(環境債) 自然公園施設 整備費	94,000			
(民生債) 社会福祉 施設整備費	1,283,000	その他 経済界そ の他の状況により 長期債の借入れ が適当でないとき は、知事が適宜償 還期間を定め、長 期債を償還財源と する短期債をもつ て一時本起債にか えることができる。 この場合長期債の 借入時期は、短期 債の償還終期まで 延長する。		
(民生債) 平塚児童相談所 (仮称)新築工事費	571,000			
(衛生債) 公的医療機関 等整備費	89,000			
(農林水産業債) 一般公共事業費	1,912,000			
(農林水産業債) 県有林事業費	20,000			
(土木債) 首都高速道路 建設事業出資金	1,128,000			
(土木債) 一般公共事業費	20,930,000			
(土木債) 地方道路等 整備事業費	7,618,000			
(土木債) 河川等 整備事業費	2,268,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(土木債) 庁舎等施設 整備事業費	千円 720,000			
(土木債) 公営住宅 整備事業費	823,000			
(警察債) 警察施設 整備事業費	1,798,000			
(教育債) 高等学校施設 整備事業費	11,618,000			
(教育債) 特別支援学校 施設整備事業費	128,000			
(災害復旧債) 農林水産施設 災害復旧費	127,000			
(災害復旧債) 公共土木施設 災害復旧費	87,000			
(諸支出金債) 土地建物等 取得整備費	639,000			
臨時財政対策債	263,000,000			
合 計	315,824,000			



## 平成 25 年度神奈川県市町村自治振興事業会計予算

平成25年度神奈川県市町村自治振興事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ83億 6,970 万 5 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 25 年 2 月 19 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市町村自治振興事業収入		8,369,705 <sup>千円</sup>
	1 貸付金収入	7,447,982
	2 繰入金	735,274
	3 繰越金	185,949
	4 諸収入	500
歳 入 合 計		8,369,705

歳 出

款	項	金 額
1 市町村自治振興事業費		8,369,705 <sup>千円</sup>
	1 市町村振興事業費	4,902,749
	2 権限移譲等推進事業費	725,274
	3 貸付債権受取利益移転事業費	1,860,994
	4 市町村地震防災対策緊急推進事業費	300,000
	5 市町村消防防災力強化支援事業費	434,178
	6 公債費	146,510
歳 出 合 計		8,369,705

## 平成 25 年度神奈川県公債管理特別会計予算

平成25年度神奈川県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,147 億 5,065 万 4 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 25 年 2 月 19 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 公 債 管 理 収 入		714,750,654 <sup>千円</sup>
	1 財 産 収 入	6,080,676
	2 繰 入 金	451,272,978
	3 県 債	257,397,000
歳 入 合 計		714,750,654

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 管 理 費		714,750,654 <sup>千円</sup>
	1 公 債 費	714,750,654
歳 出 合 計		714,750,654

## 平成 25 年度神奈川県公営競技収益配分金等管理会計予算

平成25年度神奈川県公営競技収益配分金等管理会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億 226 万 9 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 25 年 2 月 19 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 公営競技収益配分金等 管 理 収 入		千円 1,002,269
	1 貸 付 金 収 入	980,000
	2 財 産 収 入	3,678
	3 繰 越 金	18,590
	4 諸 収 入	1
歳 入 合 計		1,002,269

歳 出

款	項	金 額
1 公営競技収益配分金等管理費		千円 1,002,269
	1 貸 付 金	980,000
	2 事 務 費	18,537
	3 予 備 費	3,732
歳 出 合 計		1,002,269

## 平成 25 年度神奈川県地方消費税清算会計予算

平成25年度神奈川県地方消費税清算会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,995 億 451 万 9 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 25 年 2 月 19 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 地方消費税清算収入		299,504,519 <sup>千円</sup>
	1 地方消費税収入	150,694,061
	2 地方消費税清算金収入	148,810,458
歳 入 合 計		299,504,519

歳 出

款	項	金 額
1 地方消費税清算費		299,504,519 <sup>千円</sup>
	1 地方消費税清算費	299,504,519
歳 出 合 計		299,504,519

## 平成 25 年度神奈川県災害救助基金会計予算

平成25年度神奈川県災害救助基金会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 7,660 万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 25 年 2 月 19 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 災 害 救 助 基 金		276,600 <small>千円</small>
	1 財 産 収 入	10,600
	2 国 庫 支 出 金	135,797
	3 繰 入 金	130,200
	4 繰 越 金	1
	5 諸 収 入	2
歳 入 合 計		276,600

歳 出

款	項	金 額
1 災 害 救 助 費		276,600 <small>千円</small>
	1 救 助 費	266,000
	2 財 産 費	10,600
歳 出 合 計		276,600

## 平成 25 年度神奈川県母子寡婦福祉資金会計予算

平成25年度神奈川県母子寡婦福祉資金会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 億 3,055 万 4 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

平成 25 年 2 月 19 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 母子寡婦福祉資金収入		530,554 <small>千円</small>
	1 貸付金収入	396,150
	2 繰入金	48,348
	3 繰越金	53
	4 諸収入	1,901
	5 県債	84,102
歳 入 合 計		530,554

歳 出

款	項	金 額
1 母子寡婦福祉資金		530,554 <small>千円</small>
	1 貸付金	518,397
	2 事務費	12,157
歳 出 合 計		530,554

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(民生債) 母子寡婦福祉 資金貸付金	千円 84,102	借入先 厚生労働 省  借入方法 普通貸借 又はその他  借入時期 平成25年 度	無利子	償還期間 貸付業務 を廃止したとき。 ただし、財政の都 合により繰上償還 することができる。  償還財源 貸付返納 金又はその他



## 平成 25 年度神奈川県水源環境保全・再生事業会計予算

平成25年度神奈川県水源環境保全・再生事業会計の予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ84億 7,422 万 3 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 25 年 2 月 19 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 水源環境保全・再生事業収入		千円 8,474,223
	1 財 産 収 入	700
	2 寄 附 金	100
	3 繰 入 金	8,473,254
	4 諸 収 入	169
歳 入 合 計		8,474,223

歳 出

款	項	金 額
1 水源環境保全・再生事業費		千円 8,474,223
	1 保 全 ・ 再 生 事 業 費	4,486,909
	2 積 立 金	3,987,314
歳 出 合 計		8,474,223

## 平成 25 年度神奈川県農業改良資金会計予算

平成25年度神奈川県農業改良資金会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 3,620 万 8 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

平成 25 年 2 月 19 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 農業改良資金収入		千円 136,208
	1 貸付金収入	43,431
	2 繰入金	7,500
	3 繰越金	73,213
	4 諸収入	64
	5 県債	12,000
歳 入 合 計		136,208

歳 出

款	項	金 額
1 農業改良資金		千円 136,208
	1 貸付金	30,000
	2 事務費	1,800
	3 繰出金	17,463
	4 返納金	29,720
	5 公債費	4,994
	6 予備費	52,231
歳 出 合 計		136,208

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(農林水産業債) 就農支援資金 貸付金	千円 12,000	借入先 農林水産 省  借入方法 普通貸借 又はその他  借入時期 平成25年 度	無利子	償還期間 据置期間 を含め21年以内。 ただし、財政の都合により繰上償還 することができる。  償還財源 貸付返納 金又はその他



## 平成 25 年度神奈川県恩賜記念林業振興資金会計予算

平成25年度神奈川県恩賜記念林業振興資金会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 4,275 万 6 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 25 年 2 月 19 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 林業振興資金収入		142,756 <sup>千円</sup>
	1 貸付金収入	99,756
	2 繰越金	42,990
	3 諸収入	10
歳 入 合 計		142,756

歳 出

款	項	金 額
1 林業振興資金		142,756 <sup>千円</sup>
	1 貸付金	109,000
	2 事務費	60
	3 予備費	33,696
歳 出 合 計		142,756

## 平成 25 年度神奈川県林業改善資金会計予算

平成25年度神奈川県林業改善資金会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,593 万 8 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 25 年 2 月 19 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 林業改善資金収入		千円 45,938
	1 貸付金収入	6,351
	2 繰入金	70
	3 繰越金	39,507
	4 諸収入	10
歳 入 合 計		45,938

歳 出

款	項	金 額
1 林業改善資金		千円 45,938
	1 貸付金	30,000
	2 事務費	70
	3 予備費	15,868
歳 出 合 計		45,938

## 平成 25 年度神奈川県沿岸漁業改善資金会計予算

平成25年度神奈川県沿岸漁業改善資金会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 952 万 4 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 25 年 2 月 19 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金収入		千円 109,524
	1 貸付金収入	40,575
	2 繰入金	990
	3 繰越金	67,946
	4 諸収入	13
歳 入 合 計		109,524

歳 出

款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金		千円 109,524
	1 貸付金	55,000
	2 事務費	990
	3 予備費	53,534
歳 出 合 計		109,524

## 平成 25 年度神奈川県介護保険財政安定化基金会計予算

平成25年度神奈川県介護保険財政安定化基金会計の予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,447 万 7 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 25 年 2 月 19 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 介護保険財政安定化基金		千円 24,477
	1 貸付金収入	10,017
	2 財産収入	14,459
	3 諸収入	1
歳 入 合 計		24,477

歳 出

款	項	金 額
1 介護保険財政安定化費		千円 24,477
	1 積立金	24,477
歳 出 合 計		24,477

## 平成 25 年度地方独立行政法人神奈川県立病院機構資金会計予算

平成25年度地方独立行政法人神奈川県立病院機構資金会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 121 億 1,325 万 2 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

平成 25 年 2 月 19 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 病院機構資金収入		12,113,252 <sup>千円</sup>
	1 貸付金収入	4,229,252
	2 県債	7,884,000
歳 入 合 計		12,113,252

歳 出

款	項	金 額
1 病院機構資金		12,113,252 <sup>千円</sup>
	1 貸付金	7,884,000
	2 公債費	4,229,252
歳 出 合 計		12,113,252

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>(衛生債) 病院機構 資金貸付金</p>	<p style="text-align: right;">千円</p> <p>7,884,000</p>	<p>借入先 財務省、 銀行又はその他</p> <p>借入方法 債券発行 又は普通貸借の方 法による。債券発 行の場合における 発行価格について は、知事が定める。</p> <p>借入時期 平成25年 度。ただし、事業 その他の都合によ り、その一部又は 全部を翌年度に繰 り延べ起債するこ とができる。</p> <p>その他 経済界そ の他の状況により 長期債の借り入れ が適当でないと認 めるときは、知事 が適宜償還期間を 定め、長期債を償 還財源とする短期 債をもつて一時本 起債にかえること ができる。この場 合長期債の借入時 期は、短期債の償 還終期まで延長す る。</p>	<p>年5.0%以内</p>	<p>償還期間 据置期間 を含め60年以内。 ただし、財政の都 合により償還年限 を短縮し、繰り上 げし、又は低利債 に借り替えること ができる。</p> <p>償還財源 貸付返納 金又はその他</p>



## 平成 25 年度神奈川県中小企業資金会計予算

平成25年度神奈川県中小企業資金会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ44億 9,971 万 9 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

平成 25 年 2 月 19 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 中 小 企 業 資 金 収 入		4,499,719 <sup>千円</sup>
	1 貸 付 金 収 入	2,345,305
	2 繰 入 金	414,318
	3 繰 越 金	258,137
	4 諸 収 入	631
	5 県 債	1,481,328
歳 入 合 計		4,499,719

歳 出

款	項	金 額
1 中 小 企 業 資 金		4,499,719 <sup>千円</sup>
	1 貸 付 金	2,854,117
	2 事 業 費	15,114
	3 事 務 費	33,944
	4 繰 出 金	393,467
	5 公 債 費	1,203,077
歳 出 合 計		4,499,719

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(商工債) 中小企業高度化 資金貸付金	千円 1,481,328	借入先 独立行政 法人中小企業基盤 整備機構  借入方法 普通貸借 又はその他  借入時期 平成25年 度	年3.4%以内	償還期間 据置期間 を含め20年以内。 ただし、財政の都合により繰上償還 することができる。  償還財源 貸付返納 金又はその他



## 平成 25 年度神奈川県流域下水道事業会計予算

平成25年度神奈川県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 203 億 6,022 万 2 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

平成 25 年 2 月 19 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 流域下水道事業収入		20,360,222 <small>千円</small>
	1 分担金及び負担金	10,082,341
	2 国庫支出金	3,141,276
	3 財産収入	5,036
	4 繰入金	4,560,789
	5 繰越金	1,394,860
	6 諸収入	296,920
	7 県債	879,000
歳 入 合 計		20,360,222

歳 出

款	項	金 額
1 流域下水道事業費		20,360,222 <small>千円</small>
	1 流域下水道建設費	5,928,716
	2 流域下水道管理費	9,532,937
	3 繰出金	150,224
	4 公債費	3,920,569
	5 予備費	827,776
歳 出 合 計		20,360,222

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
相模川流域下水道左岸処理場 汚泥処理施設等設備工事費	平成25年度から 平成26年度まで	千円 1,865,000
相模川流域下水道左岸処理場 水処理施設設備工事費	平成25年度から 平成26年度まで	500,000
相模川流域下水道鹿見堂排水路 覆蓋施設建設工事費	平成25年度から 平成26年度まで	400,000
相模川流域下水道右岸処理場 電気設備等改築工事費	平成25年度から 平成26年度まで	1,026,000
酒匂川流域下水道右岸処理場 汚泥処理施設設備工事費	平成25年度から 平成26年度まで	450,000

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(土木債) 相模川流域 下水道事業費	千円 632,000	借入先 財務省、 銀行又はその他	年5.0%以内	償還期間 据置期間 を含め60年以内。 ただし、財政の都 合により償還年限 を短縮し、繰り上 げし、又は低利債 に借り替えること ができる。  償還財源 繰入金又 はその他
(土木債) 酒匂川流域 下水道事業費	247,000	借入方法 債券発行 又は普通貸借の方 法による。債券発 行の場合における 発行価格について は、知事が定める。		
		借入時期 平成25年 度。ただし、事業 その他の都合によ り、その一部又は 全部を翌年度に繰 り延べ起債するこ とができる。  その他 経済界そ の他の状況により 長期債の借入れ が適当でないとき は、知事が適宜償 還期間を定め、長 期債を償還財源と する短期債をもつ て一時本起債にか えることができる。 この場合長期債の 借入時期は、短期 債の償還終期まで 延長する。		
合 計	879,000			

## 平成 25 年度神奈川県県営住宅管理事業会計予算

平成25年度神奈川県県営住宅管理事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 171 億 4,430 万 4 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 25 年 2 月 19 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県営住宅管理事業収入		17,144,304 <sup>千円</sup>
	1 事業収入	11,274,404
	2 分担金及び負担金	55,332
	3 使用料及び手数料	895,795
	4 国庫支出金	550,718
	5 財産収入	952,333
	6 繰入金	3,354,677
	7 繰越金	1,000
	8 諸収入	60,045
歳 入 合 計		17,144,304

歳 出

款	項	金 額
1 県営住宅管理事業費		17,144,304 <sup>千円</sup>
	1 住宅管理費	6,272,619
	2 公債費	10,869,685
	3 予備費	2,000
歳 出 合 計		17,144,304

## 平成 25 年度神奈川県都市用地対策事業会計予算

平成25年度神奈川県都市用地対策事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8 億 9,448 万 5 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

平成 25 年 2 月 19 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 都市用地対策事業収入		千円 894,485
	1 事業収入	425,784
	2 使用料及び手数料	4,682
	3 財産収入	117,513
	4 繰入金	251,573
	5 繰越金	900
	6 諸収入	33
	7 県債	94,000
歳 入 合 計		894,485

歳 出

款	項	金 額
1 都市用地対策事業費		千円 894,485
	1 住宅用地事業費	409,166
	2 公債費	484,619
	3 予備費	700
歳 出 合 計		894,485

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>(土木債) 公営住宅用地 取得整備費</p>	<p style="text-align: right;">千円</p> <p style="text-align: center;">94,000</p>	<p>借入先 財務省、 銀行又はその他</p> <p>借入方法 債券発行 又は普通貸借の方 法による。債券発 行の場合における 発行価格について は、知事が定める。</p> <p>借入時期 平成25年 度。ただし、事業 その他の都合によ り、その一部又は 全部を翌年度に繰 り延べ起債するこ とができる。</p> <p>その他 経済界そ の他の状況により 長期債の借入入れ が適当でないと認 めるときは、知事 が適宜償還期間を 定め、長期債を償 還財源とする短期 債をもつて一時本 起債にかえること ができる。この場 合長期債の借入時 期は、短期債の償 還終期まで延長す る。</p>	<p>年5.0%以内</p>	<p>償還期間 据置期間 を含め60年以内。 ただし、財政の都 合により償還年限 を短縮し、繰り上 げし、又は低利債 に借り替えること ができる。</p> <p>償還財源 事業収入 又はその他</p>



## 平成 25 年度神奈川県病院事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成25年度神奈川県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	225 床
ア 一 般 病 床	225 床
(2) 年間患者数	217,000 人
ア 入 院 患 者 数	64,000 人
イ 外 来 患 者 数	153,000 人

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 病 院 事 業 収 益	1,009,402 千円
第 1 項 医 業 収 益	14,411 千円
第 2 項 医 業 外 収 益	992,991 千円
第 3 項 特 別 利 益	2,000 千円
支 出	
第 1 款 病 院 事 業 費 用	1,051,587 千円
第 1 項 医 業 費 用	980,546 千円
第 2 項 医 業 外 費 用	59,041 千円
第 3 項 特 別 損 失	2,000 千円
第 4 項 予 備 費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億 3,847 万 7 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 207 万円及び過年度分損益勘定留保資金 1 億 3,640 万 7 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的 収 入	210,071 千円
第1項 負 担 金	152,601 千円
第2項 病 院 債	57,000 千円
第3項 補 助 金	470 千円

支 出

第1款 資本的 支 出	348,548 千円
第1項 建 設 改 良 費	122,304 千円
第2項 病 院 債 償 還 金	216,244 千円
第3項 予 備 費	10,000 千円

(病院債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
医療用器械器具等購入費	千円 57,000	借入先 財務省、銀行又はその他  借入方法 債券発行又は普通貸借の方法による。債券発行の場合における発行価格については、知事が定める。  借入時期 平成25年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を翌年度に繰り延べ起債することができる。  その他 経済界その他の状況により長期債の借入れが適当でないとき、知事が適宜償還期間を定め、長期債を償還財源とする短期債をもつて一時本起債にかえることができる。この場合長期債の借入時期は、短期債の償還終期まで延長する。	年5.0%以内	償還期間 据置期間を含め60年以内。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、繰り上げし、又は低利債に借り替えることができる。  償還財源 事業収入又はその他

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5億円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用と特別損失

平成25年2月19日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治



## 平成 25 年度神奈川県水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成25年度神奈川県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	1,271,093 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	317,246,701 立方メートル
(3) 一 日 平 均 給 水 量	869,169 立方メートル

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 水 道 事 業 収 益	60,363,419 千円
第 1 項 営 業 収 益	56,666,836 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	3,257,941 千円
第 3 項 特 別 利 益	438,642 千円
支 出	
第 1 款 水 道 事 業 費 用	59,270,167 千円
第 1 項 営 業 費 用	53,552,748 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	5,559,755 千円
第 3 項 特 別 損 失	57,664 千円
第 4 項 予 備 費	100,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 173 億 2,488 万円は、減債積立金 4,200 万円、建設改良積立金 19 億円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 6 億 2,000 万 6 千円、過年度分損益勘定留保資金 81 億 1,853 万 1 千円及び当年度分損益勘定留保資金 66 億 4,434 万 3 千円で補填するものとする。）。

収 入

<b>第1款 資 本 的 収 入</b>	<b>7,140,388 千円</b>
第1項 企 業 債	3,000,000 千円
第2項 他会計からの長期借入金	4,000,000 千円
第3項 固 定 資 産 売 却 代	35,283 千円
第4項 貯 蔵 品 売 却 代	1 千円
第5項 分 担 金 及 び 負 担 金	105,103 千円
第6項 雑 収 入	1 千円

支 出

<b>第1款 資 本 的 支 出</b>	<b>24,465,268 千円</b>
第1項 一 般 建 設 改 良 費	13,583,667 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	7,976,860 千円
第3項 他会計からの長期借入金償還金	2,782,903 千円
第4項 開 発 費	111,838 千円
第5項 予 備 費	10,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
箱根地区水道事業 包括委託事業費	平成25年度から 平成30年度まで	5,038,312 <small>千円</small>
寒川浄水場配水運用 設備更新工事費	平成25年度から 平成30年度まで	3,120,973
量水器点検等業務 委託事業費(第3地区)	平成25年度から 平成28年度まで	693,318
藤沢市川名茅ヶ崎市赤羽根地内 送水管更新工事費	平成25年度から 平成27年度まで	1,272,017
茅ヶ崎市円蔵寒川町宮山地内 送水管更新工事費	平成25年度から 平成27年度まで	1,504,288
鎌倉市長谷地内 送水管更新工事費	平成25年度から 平成26年度まで	202,499

事 項	期 間	限 度 額
藤 沢 市 南 藤 沢 地 内 送 水 管 更 新 工 事 費	平 成 25 年 度 か ら 平 成 26 年 度 ま で	千円 526,441

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
一般建設改良費	千円 3,000,000	<p>借入先 財務省、銀行又はその他</p> <p>借入方法 債券発行又は普通貸借の方法による。債券発行の場合における発行価格については、知事が定める。</p> <p>借入時期 平成25年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を翌年度に繰り延べ起債することができる。</p> <p>そ の 他 経済界その他の状況により長期債の借入入れが適当でないとき、知事が適宜償還期間を定め、長期債を償還財源とする短期債をもつて一時本起債にかえることができる。この場合長期債の借入時期は、短期債の償還終期まで延長する。</p>	年5.0%以内	<p>償還期間 据置期間を含め60年以内。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、繰り上げし、又は低利債に借り替えることができる。</p> <p>償還財源 事業収入又はその他</p>

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、40億円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(他会計からの補助金)

第9条 神奈川県内広域水道企業団への補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、9億2,600万円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、27万8千円と定める。

平成25年2月19日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

## 平成 25 年度神奈川県電気事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成25年度神奈川県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年 間 目 標 供 給 電 力 量 708,943,614 キロワットアワー

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第 1 款	電 気 事 業 収 益	8,247,016 千円
第 1 項	営 業 収 益	8,072,627 千円
第 2 項	財 務 収 益	31,154 千円
第 3 項	事 業 外 収 益	123,235 千円
第 4 項	特 別 利 益	20,000 千円

支 出		
第 1 款	電 気 事 業 費 用	7,773,729 千円
第 1 項	営 業 費 用	7,209,608 千円
第 2 項	財 務 費 用	267,674 千円
第 3 項	事 業 外 費 用	246,447 千円
第 4 項	特 別 損 失	20,000 千円
第 5 項	予 備 費	30,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第 1 款	資 本 的 収 入	4,959,678 千円

第1項	運用資金償還金	4,959,676 千円
第2項	雑収入	2 千円

支 出

第1款	資本的支出	2,627,284 千円
第1項	建設改良費	1,275,967 千円
第2項	相模貯水池整備費	533,369 千円
第3項	企業債償還金	807,036 千円
第4項	他会計からの長期借入金償還金	912 千円
第5項	予備費	10,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
城山発電所特別高圧電気回路設備更新工事費	平成25年度から平成26年度まで	千円 300,997

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と事業外費用

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、381万2千円と定める。

(重要な資産の取得)

第8条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
1	取得する資産	機械装置	1,896キロワット
		愛川太陽光発電所 愛甲郡愛川町半原地内	

平成25年2月19日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

## 平成 25 年度神奈川県公営企業資金等運用事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成25年度神奈川県公営企業資金等運用事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 保有資産の運用及び地域振興施設等の調査、整備

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
<b>第 1 款</b>	<b>事 業 収 益</b>		<b>830,444 千円</b>
	第 1 項 営 業 収 益		568,419 千円
	第 2 項 営 業 外 収 益		262,025 千円
		支 出	
<b>第 1 款</b>	<b>事 業 費 用</b>		<b>1,181,246 千円</b>
	第 1 項 営 業 費 用		568,116 千円
	第 2 項 営 業 外 費 用		89,418 千円
	第 3 項 特 別 損 失		513,712 千円
	第 4 項 予 備 費		10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 7 億 2,852 万 9 千円は、過年度留保資金 5 億 6,116 万 3 千円及び繰越利益剰余金処分量 1 億 6,736 万 6 千円で補填するものとする。）。

		収 入	
<b>第 1 款</b>	<b>資 本 的 収 入</b>		<b>13,710,012 千円</b>

第1項	他会計への長期貸付金償還	2,783,813 千円
第2項	その他長期貸付金償還	8,280 千円
第3項	運用資金償還金	9,768,260 千円
第4項	雑収入	1,149,659 千円

## 支 出

<b>第1款</b>	<b>資本的支出</b>	<b>14,438,541 千円</b>
第1項	他会計への長期貸付金	14,000,000 千円
第2項	地域振興施設等整備費	113,629 千円
第3項	他会計繰出金	167,366 千円
第4項	開発費	107,506 千円
第5項	建設費奨励金返納金	40,040 千円
第6項	予備費	10,000 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(利益剰余金の処分)

第6条 繰越利益剰余金のうち1億6,736万6千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 他会計繰出金 167,366 千円

(重要な資産の処分)

第7条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	処分の態様
1 処分する資産	建 物	神奈川国際学生会館・淵野辺 相模原市中央区鹿沼台地内	有償譲渡
	建 物	淵野辺職員アパート 相模原市中央区鹿沼台地内	有償譲渡
	機械装置	愛川太陽光発電所 愛甲郡愛川町半原地内	有償譲渡

平成25年 2 月 19 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治



## 平成 25 年度神奈川県相模川総合開発共同事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成25年度神奈川県相模川総合開発共同事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 神奈川県と横浜市、川崎市及び横須賀市とが共有する次に掲げるものの管理

ア 城山ダム及びこれに付帯する施設

イ 寒川取水施設

(2) 神奈川県と横浜市及び横須賀市とが共有する寒川取水施設の管理

(3) 取 水 量 毎秒最大 23.718立方メートル

(単位 立方メートル/秒)

事業 者 名 区 分						計
	神 奈 川 県	横 浜 市	川 崎 市	横 須 賀 市	神 奈 川 県 内 広 域 水 道 企 業 団	
(1)に係るものの 取 水 量	2.86	5.66	4.78	1.70	—	15.00
(2)に係るものの 取 水 量	0.435	0.483	—	0.082	—	1.00
(2)の施設を使用して 行う取水で、表中(2) に係るものの取水量 以外のものの取水量	—	—	—	—	7.718	7.718
計	3.295	6.143	4.78	1.782	7.718	23.718

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

### 収 入

第 1 款 共同施設管理収入	1,646,414 千円
第 1 項 共同施設管理受託収入	1,546,829 千円
第 2 項 津久井湖環境整備 管理受託収入	69,426 千円
第 3 項 津久井湖管理収入	30,159 千円

支 出

第1款 共同施設管理費	1,646,414 千円
第1項 共同施設受託管理費	1,546,829 千円
第2項 津久井湖環境整備 受託管理費	69,426 千円
第3項 津久井湖管理費	30,159 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 資本的収入	523,894 千円
第1項 共同施設改良受託収入	523,894 千円

支 出

第1款 資本的支出	523,894 千円
第1項 共同施設改良費	523,894 千円

平成25年2月19日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

## 平成 25 年度神奈川県酒匂川総合開発事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成25年度神奈川県酒匂川総合開発事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 神奈川県と神奈川県内広域水道企業団及び東京発電株式会社とが共有するダムの管理

(2) 取 水 量 毎秒最大 20.95立方メートル

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

### 収 入

第 1 款 三 保 ダ ム 管 理 収 入	998,221 千円
第 1 項 三 保 ダ ム 管 理 受 託 収 入	967,560 千円
第 2 項 丹 沢 湖 管 理 収 入	30,661 千円

### 支 出

第 1 款 三 保 ダ ム 管 理 費	998,221 千円
第 1 項 三 保 ダ ム 受 託 管 理 費	967,560 千円
第 2 項 丹 沢 湖 管 理 費	30,661 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

### 収 入

第 1 款 資 本 的 収 入	133,120 千円
第 1 項 三 保 ダ ム 施 設 改 良 受 託 収 入	133,120 千円

支 出

第1款 資本的支出 133,120 千円

第1項 三保ダム施設改良費 133,120 千円

平成25年2月19日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治